

「帯広市児童保育センター（緑西エリア）」指定管理者の指定結果

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
柏林台児童保育センター	帯広市柏林台南町6丁目1番地
広陽児童保育センター	帯広市西19条南3丁目20番45号
明和児童保育センター	帯広市西19条南4丁目34番29号

2 指定管理者

中川郡池田町字西2条10丁目2番地20
社会福祉法人池田光寿会
理事長 大熊 豊政

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで